

6 住宅再建相談会・住まいの復興給付金相談会の開催について

町と住宅金融支援機構では、被災者の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、住宅再建相談会を開催いたします。

平成27年7月12日（日）の相談会には、地元金融機関（七十七銀行、南三陸漁業協同組合）も参加し、相談を受け付けます。

また、13日（月）には住まいの復興給付金の申請に関する相談会も行われますので、ぜひ会場にお越しください。

■相談内容

- ・住宅再建に向けての資金計画相談
(融資の案内、返済額シミュレーションの作成、資金計画のアドバイス)
- ・住まい再建のための公的助成制度や防災集団移転事業、災害公営住宅に関する相談
- ・住まいの復興給付金の給付の可否、申請書の記入方法、書類の確認等
(申請書の提出はできません。)

■開催日時

期 日	時 間	場 所
平成27年7月12日（日）	午前10時から午後4時まで	役場2階 大 会 議 室
7月13日（月）	同 上	

■住宅金融支援機構、地元金融機関による資金計画の相談申込みについて

- ・資金計画の相談は、事前に電話予約が必要となりますので、下記へお申込みください。

【申込み先】

住宅金融支援機構 **0120-086-353** (フリーダイヤル)

※地元金融機関への相談予約も上記申込み先となります、相談日は12日(日)のみとなります。

※住宅金融支援機構への相談は12日(日)、13日(月)の両日可能です。

■住まいの復興給付金 相談について

臨時開催

相談は予約不要です。

相談会の詳しい内容等については、HPをご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

住まいの復興給付金事務局コールセンター

0120-250-460 (フリーダイヤル)

<http://fukko-kyufu.jp>

※「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率引上げ（平成26年4月1日）以降に住宅を新築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、消費税増税分の相当の給付（最大約90万円/新築・購入の場合）を受けられる制度です。



(担当：復興事業推進課 住宅再建支援係)

問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379
歌津総合支所 0226-36-2111

管財課 0226-46-1381
復興市街地整備課 0226-46-1382

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第31号>
平成27年6月
発行・編集
南三陸町
復興事業推進課、管財課
復興市街地整備課

1 町営枮沢復興住宅 交流イベント開催！！

5月24日（日）町営枮沢復興住宅において、好天のもと、枮沢地区交流イベントが開催されました。午前に記念植樹・懇親会、午後に菜園花壇植付式・料理教室が開かれ、入居者の方々のほか、地域住民の方々にもご参加いただき、楽しくにぎやかな地域での交流の場となりました。これをきっかけに、今後のコミュニティづくりが活発になることを期待しております。



(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

2 災害公営住宅への入居者の公募について

災害公営住宅整備事業で建設を進めている災害公営住宅（戸倉地区・伊里前地区・志津川[東・中央・西]地区）において、現在公募は行っておりません。

公募時期、公募住宅の詳細等が決まり次第、まちづくりニュース及び南三陸町ホームページにて掲載いたします。

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

3 災害公営住宅「くらしの懇談会」について

本年度も昨年と同様に、同じ団地に入居される方々が集まって、入居に向けての様々な準備の場、同じ団地・地域に暮らしていく方々の交流の場として「くらしの懇談会」を下表のとおり開催する予定です。

期日	対象地区
H27	6月20日（土）志津川東①②街区、伊里前地区
	8月 志津川東③街区、志津川西①②街区、戸倉地区
	11月 志津川東①②④⑤⑥街区、志津川西③街区
H28	1月 志津川中央①②③④街区
	2月 志津川東③街区、志津川西①②街区 3月 伊里前地区

※スケジュールは変更される場合があります。

※対象地区によって開催回数の違いは、入居開始時期に合わせ回数調整をしております。

詳細につきましては、開催期日を決定次第、対象の方へ個別にご案内いたしますので、入居予定者同士の顔合わせの機会としてご参加ください。

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

4 引越し費用の水増し請求にご注意を！！

最近、防災集団移転者及び個別移転者が仮設などから引っ越しをする際に業者から「家電製品を購入すれば、その代金を運送代金に含めて請求（見積）します」、あるいは「引越し代金のキャッシュバックをする」という情報が寄せられております。

本来、防災集団移転事業及び個別移転事業による移転費（引っ越し）の助成は、仮設住宅等から防災集団団地や災害公営住宅及び個別移転先への引越し費用の補助であり、新たに家財の購入費用を補助するものではありません。

万が一引越し費用の水増しが発覚した場合は、不正な申請をしたとして助成金額の一部または全額を返還していただくこととなります。

皆様にはご注意いただくとともに、同様の情報がございましたら役場までご連絡ください。

○引越し費用の補助金申請の手続きについて

- ・引越しする約2～3週間前に補助金申請を行い、補助金交付決定後に引越しを実施してください。
- ・補助金申請の際、見積書を添付してください。申請の審査において見積額に不明な点がある場合は見積のやり直しをお願いすることもありますのでご注意ください。

(担当：復興事業推進課 住宅再建支援係)

5 防集団地参加に関する注意事項

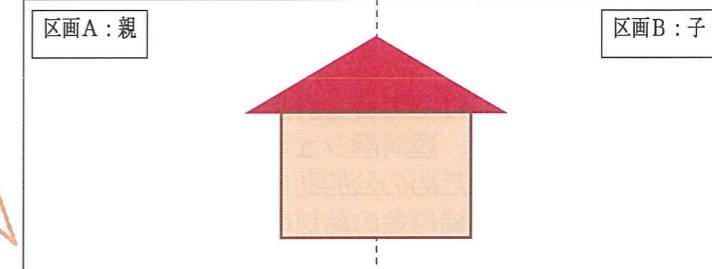
1. 住宅再建について

防集団地は、被災を受けた世帯が各区画に個々に住宅を再建することが原則です。

以下のようなケースは事業要件を満たさなくなり、助成制度にも影響が有りますので、ご注意ください。

《ケース1》

親子で隣接する2区画を取得した場合、2区画に跨って住宅を建築することは出来ません。

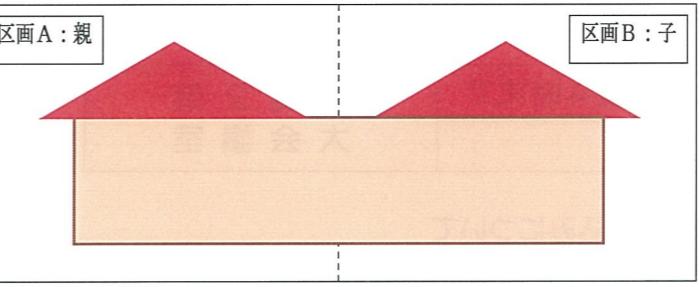


区画A：親

区画B：子

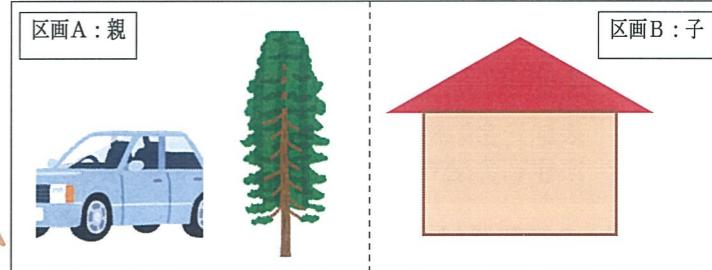
《ケース2》

親子で隣接する2区画を取得した場合、2区画に跨って住宅を建築することは出来ません。



《ケース3》

親子で隣接する2区画を取得し2世帯住宅を一方の区画に建築し、一方を庭や駐車場とすることは出来ません。



区画A：親

区画B：子

2. 二世帯住宅の助成制度について

1区画に二世帯住宅で再建される場合、再建の状況により助成内容が異なります。

2世帯ともに防集団地参加資格世帯であるケースの場合、受けられる助成制度は以下の事例のとおりとなります。（＊詳細については、下記担当までお問い合わせください。）

《事例1》

再建状況：玄関、風呂、台所、トイレなどの設備をすべて一緒に使用している場合

助成制度：建設助成：1 移転助成：2

《事例2》

再建状況：一部分（玄関など）は一緒に使うが、台所は二つあり食事は別にする場合

助成制度：建設助成：1 移転助成：2

《事例3》

再建状況：玄関、風呂、台所、トイレなどの設備がすべて別々になっている場合

助成制度：建設助成：2 移転助成：2

(担当：復興事業推進課 移転促進係・住宅再建支援係)